

令和5年度 富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金 公募要領

1 目的

この補助金は、燃料電池自動車の導入事業に要する経費の一部を補助することにより、走行時に二酸化炭素や有害な排気ガスを排出しない燃料電池自動車の導入推進を図ることで、地球温暖化及び大気汚染の防止並びに水素社会の実現に資することを目的とする。

2 補助対象事業

補助の対象とする事業は、補助対象となる燃料電池自動車を導入する事業であって、センター補助金の交付を受けるものとします。

※センター補助金とは、一般社団法人次世代自動車振興センターが行う燃料電池自動車の導入に要した経費の一部を助成する令和4年度補正クリーンエネルギー自動車導入促進補助金、令和5年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金を指します。

※富山県が実施する燃料電池車両普及促進事業費補助金を併せて受けることは可能です。

3 補助事業者

補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を実施する個人、個人事業者、法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人は除く。）又はリース事業者、使用者であって、以下のすべての要件に適合するものとします。

- (1) 交付申請時において、市内に1年以上住所又は事務所又は事業所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

※リース事業者又はリース使用者が補助事業者となるには、(1)～(3)のすべての要件に適合する者とリース契約等を締結することが必要です。

- (4) チームとやましの会員登録を行うこと。

4 補助対象自動車

補助の対象となる燃料電池自動車は、以下のすべての要件に適合する必要があります。

- (1) センター補助金の対象となる燃料電池自動車であること。
- (2) 令和4年11月8日～令和6年2月17日に初度登録が行われた自動車であること。
※ただし、令和5年度補正予算の成立により、令和5年度センター補助金の申請対象となる車両の初度登録期間が延長された場合は変更する場合があります。
- (3) 自動車検査証における使用の本拠の位置及び所有者（立替払い方式ローンによる購入又は申請者がリース事業者及びリース使用者の場合にあっては、使用者）の住所が富山市内にあること。
- (4) 自動車検査証の自家用・事業用別の欄が「自家用」であること。
- (5) 申請者がリース事業者である場合、使用者とリース契約（原則リース契約期間が4年以上であるもの。）を締結している車両であり、月々のリース料金について、国及び県、市からの補助金の額に応じた割合を通常のリース料金から減額して設定していること。
- (6) 自動車販売業者が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する車両ではないこと。
- (7) 自動車販売業者への購入代金の支払いが完了していること。ただし、ローン購入等、購入代金の全額支払が完了していない場合は、国及び県、市の燃料電池自動車補助金の合計額を超える支払が完了していること。

例 車両代金 800 万円、頭金 500 万円、ローン 300 万円の車の場合
 500 万円－国補助 120 万円－県補助 50 万円＝ 330 万円 > 50 万円（市補助額）

5 補助額等

燃料電池自動車 1 台につき、定額 50 万円

6 募集期間

令和 5 年 9 月 1 日（金）から令和 6 年 3 月 29 日（金）12 時まで（必着）

No.	必要書類	法人	個人	リース 事業者	リース 使用者 法人	リース 使用者 個人	備考
1	交付申請兼実績報告書（様式第1号）	○	○	○	○	○	富山市の様式
2	交付請求書（様式第3号）	○	○	○	○	○	富山市の様式
3	センター補助金の交付申請書及び添付書類一式（写し）	○	○	○	○	○	国の様式
4	センター補助金の交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書（写し）	○	○	○	○	○	国の様式※本補助金申請者と一致している必要があります
5	補助対象自動車の購入に係る契約書（注文書も可）又は請求書（写し）	○	○	○	－	－	グレード・購入価格が明示されているもの
6	リース契約書（写し）	－	－	○	○	○	転リースの時は、元リースと転リースのそれぞれについて契約書が必要
7	補助対象自動車の代金の支払に係る領収書（写し）	○	○	○	－	－	<ul style="list-style-type: none"> 銀行発行の振込み証明書でも可 立替払い方式ローン購入の場合は、車両販売会社からクレジット会社等への領収書で申請者名が明記されているもの。 集金保証方式ローン購入の場合は、今後全額支払うことが明記された契約書の写しおよび約款の写し。
8	導入した補助対象自動車の自動車検査証（写し）	○	○	○	○	○	
9	富山市納税証明書《原本》	○	○	○	○	○	申請日前3か月以内に発行されたもの 転リースの場合は、中間リース会社分も必要
10	住民票の写し《原本》	－	○	－	－	○	申請日前3か月以内に発行されたもの
11	商業登記簿の履歴事項全部証明書《原本》	○	－	○	○	－	<ul style="list-style-type: none"> 登記簿に富山市の住所が記載されない場合は法人所在地記載証明書の原本及び1年以上在住が確認できる書類 申請日前3か月以内に発行されたもの 転リースの場合は、中間リース会社分も必要
12	貸与料金の算定根拠明細書（様式第4号）	－	－	○	－	－	<ul style="list-style-type: none"> 富山市の様式 転リースの場合は、元リース及び転リースの両方が必要
13	その他市長が必要と認める書類	必要に応じて					

※上記期間に関わらず、予算の総額に達したときは募集を終了します。

7 申請書類

- ※1 リース事業者が申請する場合、リース使用者のNo.9、No.10 又はNo.11 も必要となります。
- ※2 リース使用者が申請する場合、リース事業者のNo.9、No.11 も必要となります。
- ※3 原本が必要なものを除き、「センター補助金の交付申請書及び添付書類一式(写し)」に添付されているものは、添付を省略することができます。

8 申請書の提出先・問合せ

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市 環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進係 電話：076-443-2053

9 その他

- ・本要領のほか、補助金の交付申請手続等については、「富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金交付要綱」の定めによるものとします。
- ・同一の補助対象自動車において、リース事業者及びリース使用者が市の補助金を同時に受けることはできません。
- ・市への申請は、原則センター補助金の交付決定後としますが、令和5年度補正予算のセンター補助金を利用される場合等で年度末において、(一社)次世代自動車振興センターの審査に時間を要し交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書が受領できていない等のやむを得ない場合は、受領後速やかに提出することを条件に申請を認めます。ただし、市の補助金交付後に、センター補助金が不採択となった場合は、補助金を返還していただきます。

<申請フローチャート>

